

会社法（特例有限会社編）

タクトニュースでも度々取り上げている「会社法」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」とします）が平成17年6月29日に成立しました。商法及び関係法令の大改正であるため、実務に与える影響も大きなものがあると思われます。今回は、この会社法及び整備法のうち有限会社固有の取扱いをされる部分にスポットをあてて、いくつかをご紹介します。

1. 有限会社が無くなる？

会社法の施行に伴い、現行の有限会社法は廃止されます。そして、有限会社は全て会社法における株式会社として取扱われることとなります。ただし、整備法による経過措置として、通常の株式会社とは若干異なった取扱いがされることになり、「特例有限会社」という名称の株式会社として存続することになります。

特例有限会社は通常の株式会社との区別を明確にするため、その商号中に「有限会社」という名称を使わなければなりません。つまり、法律的な取扱いが株式会社になっても、「有限会社」という商号をそのまま使用していくこととなります。

2. 何か手続をする必要があるのか？

会社法の施行に伴い、「有限会社」は「特例有限会社」に自動的に移行します。そして、「有限会社の定款」は「特例有限会社の定款」と、「社員」は「株主」と、「持分」は「株式」と、「出資一口」は「一株」と、それぞれみなされることとなります。また、定款の記載内容についても、「有限会社の目的」は「特例有限会社の目的」とみなす等の必要なみなし規定が用意されていますので、現在の有限会社から特例有限会社への移行に際して、特に手続を要しないのが原則となります。

3. 手続が必要になる場合もある！

現在の有限会社の定款に、「持分の口数に応じない議決権行使を認める別段の定め」、「持分の口数に応じない配当を認める別段の定め」、「持分の口

数に応じない残余財産の分配を認める別段の定め」がある場合には、これらの別段の定めは、会社法施行後においては、特例有限会社のその別段の定めのある種類株式とみなされます。この場合には、会社法施行後6ヶ月以内に、「発行する株式の内容」及び「発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数」についての登記をすることが必要になります。

この登記を怠った場合には、100万円以下の過料に処せられます。

4. 特例有限会社から通常の株式会社になるには

会社法施行後において、特例有限会社から通常の株式会社に移行するには、その商号中の「有限会社」とあるのを「株式会社」と定款変更し、特例有限会社について解散の登記をし、商号変更後の株式会社の設立の登記をすることにより移行します。

5. 特例有限会社の特有の取扱い

特例有限会社も株式会社ですので、会社法の多くの規定は、そのまま適用されます。従って、社債の発行なども可能となります。しかし、有限会社の規定をそのまま引継ぎ、会社法の規定の適用が除外されている項目等があります。この適用が除外される項目で特にメリットと考えられるのは、「役員任期に関する規定」、「決算公告に関する規定」です。

特例有限会社には、役員任期に関する規定（取締役：原則2年、最長で10年、監査役：原則4年、最長で10年）が適用されないため、役員任期を無期限とし、役員変更の手続を省くことが出来ます。

特例有限会社には、決算公告の義務がありません。よって、決算公告の手続を省くことが出来ます。

逆に、特例有限会社には、吸収合併存続会社や吸収分割承継会社になれない。株式交換、株式移転が出来ない等というデメリットもあります。

上記以外にも、特例有限会社と通常の株式会社とで取扱いを異にする項目もありますので、特例有限会社から通常の株式会社への移行には、慎重な判断が必要になります。（担当：手塚 隆）